



2022年10月26日

各位

会社名 株式会社ケアネット  
代表者名 代表取締役社長 藤井 勝博  
(コード番号 2150 東証グロース)  
問合せ先 管理本部長 鹿目 泰  
(TEL. 03-5214-5800)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2022年10月26日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 本自己株式処分の概要

(1) 処分期日	2022年11月25日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 289,900株
(3) 処分価額	1株につき1,375円
(4) 処分総額	398,612,500円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く。） 3名 145,300株 当社の執行役員 14名 121,500株 当社の従業員 5名 23,100株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づき、臨時報告書を提出しております。

#### 2. 譲渡制限付株式の割当ての目的及び理由

当社は、2017年2月21日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、一層の当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2022年3月25日開催の第27期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象取締役に対して、年額500百万円以内の金銭報酬を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として1年間から10年間までの間で当社の取締役会で予め定める期間、又は当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間のいずれかの期間とすることにつき、ご承認をいただいております。なお、本制度においては、対象取締役のほか、当社の執行役員及び従業員（以下「対象取締役等」と総称します。）に対しても対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式を取締役会の決議により支給することとしております。

本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

#### 【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役

に対して発行し又は処分する普通株式の総数は、年 1,120,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役等に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定することとなります。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、役職員として有能な人材を登用するとともに、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、譲渡制限付株式取得の出資財産として支給する金銭債権の合計は 398,612,500 円（以下「本金銭債権」といいます。このうち、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の合計は 199,787,500 円です。）、当社が処分する普通株式数は計 289,900 株（以下「本割当株式」といいます。このうち、対象取締役に対する本割当株式の処分数は 145,300 株です。）とすることにいたしました。

また、本制度は、複数年度にわたる中長期的な企業価値向上のためのインセンティブとして導入いたしました。当社のビジネス・モデルや中期計画の期間等に鑑み、譲渡制限期間を約 3 年 2 ヶ月としております。

本譲渡制限付株式の割当てにおいては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等 22 名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について引き受けることとなります。

### 3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間 2022 年 11 月 25 日～2026 年 1 月 31 日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあること。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他の正当な理由により退任又は退職した場合の取り扱い

① 譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社の取締役、執行役員又は従業員の地位から任期満了もしくは定年その他の正当な理由（但し、死亡による退任又は退職した場合を除く。）により退任又は退職した場合には、退任又は退職した時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職をした場合は、対象取締役等の死亡後取締役会の決議により、譲渡制限を解除する。但し、譲渡制限を解除すべき時点において、譲渡制限付株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度終了後 3 ヶ月を超えていなかった場合には、当該事業年度の終了から 3 ヶ月経過後に解除するものとする。

② 譲渡制限の解除条件

①で定める当該退任又は退職、若しくは死亡した時点において保有する本割当株式の全株

(4) 当社による無償取得

(3)に定める任期満了又は定年その他の正当な事由以外の理由で退任又は退職した場合等、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

対象取締役等は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式のうち、本自己株式処分に係る処分期日を含む月から

上記承認がなされた日を含む月までの月数を 38（但し、計算の結果 1 を超える場合には 1 とする。）で除した数に、当該承認日において対象取締役等が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）について、当該組織再編等に係る効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

但し、譲渡制限を解除すべき時点において、譲渡制限付株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度終了後 3 ヶ月を超えていなかった場合には、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、甲は、乙が保有する本割当株式の全部を当然に無償で取得するものとする。

#### 4. 自己株式の処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2022 年 10 月 25 日）の東京証券取引所グロース市場における当社普通株式の終値である 1,375 円としております。これは、当社取締役会の決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上